平成十二年法律第五十号

遣等に関する法律 公益的法人等への一般職の地方公務員の派

第一条 この法律は、地方公共団体が人的援助を もって公共の福祉の増進に資することを目的と 等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等より、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保 下同じ。)を派遣する制度等を整備することに 務に専ら従事させるために職員(地方公務員法 行うことが必要と認められる公益的法人等の業 に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第四条第 項に規定する職員をいう。第七条を除き、以 4

う。以下同じ。) は、次に掲げる団体のうち、 員を除く。)を派遣することができる。 で定めるところにより、職員(条例で定める職 にその役職員として専ら従事させるため、条例 間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務 三項において「公益的法人等」という。)との のとして条例で定めるもの(以下この項及び第 を図るため人的援助を行うことが必要であるも り、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進 事務又は事業と密接な関連を有するものであその業務の全部又は一部が当該地方公共団体の 規定する任命権者及びその委任を受けた者をい 任命権者(地方公務員法第六条第一項に

- 一般社団法人又は一般財団法人
- 地方独立行政法人 十八号)第八条第一項第五号に規定する一般 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百
- 掲げるもの及び営利を目的とするものを除 く。) で政令で定めるもの 特別の法律により設立された法人(前号に
- 号)第二百六十三条の三第一項に規定する連 任命権者は、前項の規定による職員の派遣 合組織で同項の規定による届出をしたもの 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
- 他の勤務条件及び当該派遣先団体において従事 下「派遣先団体」という。)における報酬その 係る職員の職員派遣を受ける公益的法人等(以 容を明示し、その同意を得なければならない。 (以下「職員派遣」という。) の実施に当たって 第一項の取決めにおいては、当該職員派遣に あらかじめ、当該職員に同項の取決めの内

職員の職務への復帰に関する事項その他職員派 遣に当たって合意しておくべきものとして条例 で定める事項を定めるものとする。 当該職員の職員派遣の期間、当該

ればならない。 認められる業務を主たる内容とするものでなけ ると認められる業務である場合を除き、地方公 員派遣に係る職員の派遣先団体において従事す 共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると 方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有す べき業務は、当該派遣先団体の主たる業務が地 前項の規定により第一項の取決めで定める職

(職員派遣の期間)

第三条 職員派遣の期間は、三年を超えることが できない。

う。)の同意を得て、職員派遣をした日から引 員派遣をされた職員(以下「派遣職員」とい 認めるときは、派遣先団体との合意により、 延長することができる。 き続き五年を超えない範囲内において、 前項の期間は、任命権者が特に必要があると これを 職

(派遣先団体の業務への従事等)

2 派遣職員は、その職員派遣の期間中、職員派 | 第四条 派遣職員は、その職員派遣の期間中、 二条第一項の取決めに定められた内容に従っ に異動した職を保有するが、職務に従事しな 遣された時就いていた職又は職員派遣の期間中 て、派遣先団体の業務に従事するものとする。 第

(派遣職員の職務への復帰)

第五条 任命権者は、派遣職員が派遣先団体の役 職員の地位を失った場合その他の条例で定める やかに当該職員派遣に係る派遣職員を職務に復 場合であって、その職員派遣を継続することが 帰させなければならない。 できないか又は適当でないと認めるときは、速

2 ときは、職務に復帰する (派遣職員の給与) 派遣職員は、その職員派遣の期間が満了した

|第六条 派遣職員には、その職員派遣の期間 給与を支給しない。

2 が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方 地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若し すると認められる業務であってその実施により 団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援 公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共 派遣職員が派遣先団体において従事する業務

> 項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、そ たる業務である場合には、地方公共団体は、前 くは効果的な実施が図られると認められるもの (派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の り、給与を支給することができる。 である場合又はこれらの業務が派遣先団体の主 職員派遣の期間中、条例で定めるところによ

第七条 派遣職員に対する地方公務員等共済組合 適用については、派遣先団体の業務を公務とみ 法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定の

る地方公務員共済組合をいう。)の組合員であ 派遣をされた日の前日において所属していた地 九条第三項の規定にかかわらず、引き続き職員 るものとする。 方公務員共済組合(同法第三条第一項に規定す

3 期給付に係るものに限る。)並びに厚生年金保 掲げる費用及び同条第五項に規定する費用(長 びに」とあるのは「第百十三条第二項及び」 る場合を含む。)又は同条第四項及び第五項並 又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人団体」とあり、並びに同法第百十六条第一項中 二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣 府県。以下この条において同じ。〕」とあるのは府県がその給与を負担する者にあつては、都道 各号列記以外の部分中「地方公共団体(市町村 規定の適用については、同法第百十三条第二項 方公共団体等」とあるのは「派遣先団体」とす 険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「地 と、同条第三項中「第百十三条第四項第二号に 項(同条第六項の規定により読み替えて適用す おいて「地方公共団体等」という。)」とあるの 先団体」という。)」と、同項各号中「地方公共 等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第 三十五号)第一条又は第二条の規定により都道 立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百 特定地方独立行政法人又は職員団体(第三項に 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の 「派遣先団体」と、同項中「第百十三条第一

第八条 派遣職員に関する子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)の規定の適用

項第三号に規定する団体とみなす。 については、派遣先団体を同法第六十九条第一 (派遣職員の復帰時等における処遇)

2 派遣職員は、地方公務員等共済組合法第三十

(派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特

第九条 地方公共団体は、派遣職員が職務に復帰 じ、又は適切な配慮をしなければならない。 合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職し した場合における任用、給与等に関する処遇及 の採用) う、条例で定めるところにより必要な措置を講 た場合を含む。)の退職手当の取扱いについて び職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場 は、部内の職員との均衡を失することのないよ (特定法人の業務に従事するために退職した者

第十条 任命権者と特定法人(当該地方公共団体 する。 引き続き、その者を職員として採用するものと 就いていた職又はこれに相当する職に係る任命 条例で定める場合を除き、その者が退職した時 合(同条の条例で定める場合を除く。)その他 例で定める場合には、地方公務員法第十六条各 た内容に従って当該特定法人の業務に従事する同じ) との間で締結された取決めに定められ 共団体の事務又は事業と密接な関連を有するも 部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上そ が出資している株式会社のうち、その業務の全 権者は、当該特定法人の役職員としての在職に 号 (第二号を除く。) のいずれかに該当する場 定法人の役職員の地位を失った場合その他の条 あるものとして条例で定めるものをいう。以下 の推進を図るため人的援助を行うことが必要で のであり、かつ、当該地方公共団体がその施策 の他公益の増進に寄与するとともに当該地方公 すべき期間が満了した場合又はその者が当該特 決めで定める当該特定法人において業務に従事 該特定法人の役職員として在職した後、当該取 で定める職員を除く。)が退職し、引き続き当 よう求める任命権者の要請に応じて職員(条例

採用に関する事項その他当該退職派遣者が当該 法人において従事すべき業務及び業務に従事す おくべきものとして条例で定める事項を定める 特定法人の業務に従事するに当たって合意して べき期間、同項の規定による当該退職派遣者の て退職し引き続き当該特定法人に在職する者 ものとする。 における報酬その他の勤務条件並びに当該特定 (以下「退職派遣者」という。) の当該特定法人 前項の取決めにおいては、同項の要請に応じ

a 前項の規定により第一項の取決めで定める退職派遣者の特定法人において従事すべき業務職派遣者の特定法人の主たる業務が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与し、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与し、中で「公益寄与業務」という。)である場合を除き、公益寄与業務を主たる内容とするものでは、公益寄与業務を主たる内容とするものでは、当該特定法人において従事すべき業務職派遣者の特定法人において従事すべき業務を主たる内容とするものでは、当該特定法人において従事すべき業務が地域の振興、は、当該特定はより第一項の取決めで定める退職が遺産がある。

るものとする。 翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めき期間は、同項の要請に応じて退職をする日のき期間は、同項の要請に応じて退職をする日の退職派遣者の特定法人において業務に従事すべ4 第二項の規定により第一項の取決めで定める

の特例)
の特例)
の特例)
の特例)

第十一条 特定法人又は退職派遣者は、地方公務第十一条 特定法人又は退職派遣者は、地方公務年野で定める場合を除く。)の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「役員及び常時勤務に服することを要しない者」とあるのは「常時勤務に服することを要しない者」と、「退職した場合」と、同条第一項に規定する公場合(政令で定める場合を除く。)」とあるのは「三年」とあるのは「三年」とする。

(退職派遣者の採用時における処遇等)

第十二条 地方公共団体は、退職派遣者が第十条 第一項の規定により職員として採用された場合の退規定により採用された職員が退職した場合の退職手当の取扱いについては、部内の職員との均職を失することのないよう、条例で定めるとこ 第ろにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮を ろにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮を しなければならない。

に関する法律により適用される旧児童手当法の

き続いて当該退職を前提として」とあるのは(同項の規定によりかつて採用されたことのある職員を含む。)に対する地方公務員法第二十九条の規定の適用については、同条第二項中九条の規定の適用については、同条第二項中九条の規定の適用については、同条第二項中九条のの一般職の地方公務員の派遣等に関する人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する。

て又は同条第一項の規定に基づいて」とする。「在職した後、引き続いて当該退職を前提とし

よりなおその効力を有するものとされた同法第十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定に

(施行期日) **附則**

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行す次条の規定は、同年三月三十一日から施行す次条の規定は、第十条から第十二条まで及び

(退職派遣者の採用等に関する規定の適用)

第二条 第十条から第十二条までの規定は、平成第二条 第十条から第十二条までの規定は、平成

(職員派遣の特例)

第二条の二 当分の間、設立団体(地方独立行政 り、職員派遣をされた当該職員の同意を得て、 ことが特に必要であると認めるときは、第三条 な運営を確保するため引き続き人的援助を行う う。) の任命権者が同法第五十九条第二項に規 法人法第六条第三項に規定する設立団体をい の期間は、当該職員派遣をした日から起算して 延長することができる。ただし、当該職員派遣 三年を超えない範囲内で当該職員派遣の期間を 第二項の規定にかかわらず、派遣先団体である 派遣した場合において、業務の適正かつ効率的 立行政法人へ第二条第一項の規定により職員を 条において「移行型一般地方独立行政法人」と 定する移行型一般地方独立行政法人(以下この (平成二十二年度等における子ども手当の支給 十年を超えることができない。 当該移行型一般地方独立行政法人との合意によ いう。) の成立の日から当該移行型一般地方独

第三条 平成二十二年度等における子ども手当の第三条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十五号)」とあるのは「平成二十二年法律第十十二年法律第十九号)」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十二年法律第十九号)。

当法の特例)

一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四一条の規定による改正前の児童手当法の特別計置法により適用される旧児童手号」と読み替えるものとする。

リースの規定による改正前の児童手当法(昭和四一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四

第四条 平成二十三年度における子ども手当の支 その効力を有するものとされた同法第一条の規律第二十四号)附則第十二条の規定によりなお 四年法律第六十五号)」とあるのは「平成二十と、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十 る派遣職員に関しては、第八条の規定を準用す 百七号)の規定により子ども手当の支給がされ 給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 み替えるものとする。 号」とあるのは「第二十条第一項第三号」と読 律第七十三号)」と、「第六十九条第一項第三 定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法 手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法 条第一項、第三項又は第五項の規定による児童 別措置法(平成二十三年法律第百七号)第二十 三年度における子ども手当の支給等に関する特 度における子ども手当の支給等に関する特別措 る。この場合において、同条の見出し中「子ど 置法が適用される場合における旧児童手当法」 も・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年

二号) 抄附 則 (平成一二年三月三一日法律第二

(施行期日等)

一〜三 略 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施

一日 第二条(次号に掲げる規定を除く。)及び 第二条(次号に掲げる規定を除く。)及び附則別表第三の改正規定に限る。)並条及び附則別未第三の改正規定に限る。)並の条及び第十九条の規定 平成十五年四月の条及び第十九条の規定 平成十五年四月の第四条(次号に掲げる規定を除く。)及び

一二六号) 抄附 川 (平成一三年一一月二八日法律第

この法律は、

会社法の施行の日から施行す

(施行期日等)

一般職の職員の給与に関する法律の規定、次項1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の

平成十三年四月一日から適用する。(昭和二十三年法律第百三十五号)の規定は、定による改正後の市町村立学校職員給与負担法年法律第六十七号)の規定及び附則第三項の規の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二

一九号) 抄附 則 (平成一五年七月一六日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成

第四条 施行日において公益法人等への一般職のに関する法律の一部改正に伴う経過措置)(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等

方公務員共済組合は、施行日以後に係る給付を 等共済組合法に基づいて当該保険給付等に相当 合においては、当該保険給付等は、地方公務員 共済法の規定による短期給付(以下この条にお 号)の規定による保険給付又は私立学校教職員 若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三 員であったものとみなし、施行日の前日におい 合をいう。以下この条において同じ。)の組合合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組 保険の被保険者又は私立学校教職員共済法(昭ついては、当該職員は、健康保険若しくは船員 地方公務員の派遣等に関する法律第二条第二項 支給する。 いて「保険給付等」という。)を受けている場 和二十八年法律第二百四十五号)の規定による 等共済組合法の短期給付に関する規定の適用に 務員法第四条第一項に規定する職員をいう。以 する給付として受けていたものとみなして、 間、地方公務員共済組合(地方公務員等共 私立学校教職員共済制度の加入者であった期 下この条において同じ。)に対する地方公務員 に規定する職員派遣をされている職員(地方公 て現に健康保険法(大正十一年法律第七十号) 済

八号) 抄附 則 (平成一六年三月三一日法律第一

(施行期日)

七号) 抄 明 (平成一七年七月二六日法律第八第一条 この法律は、公布の日から施行する。

二号) 抄附 則 (平成一八年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施 行する。 則 (平成一八年六月二日法律第五〇

日から施行する。 この法律は、 附則 (平成一九年七月六日法律第一一 一般社団・財団法人法の施行の

0号)

抄

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施 れぞれ当該各号に定める日から施行する。 (施行期日)

条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布第十九条並びに附則第二十三条、第二十五 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十八条 この附則に規定するもののほか、こ の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で

附 則 抄 (平成二二年三月三一日法律第一

(施行期日)

第二十条 この附則に規定するもののほ 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定 *二十条 この附則に規定するもののほか、この 布の日から施行する。 施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公 (政令への委任)

則 (平成二三年三月三一日法律第一

四号) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日 (こ の法律の公布の日が同月一日後となる場合に (施行期日) 公布の日)から施行する。

附 則 抄 (平成二三年六月二四日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。 附則 (平成二三年八月三〇日法律第一

(施行期日) 〇七号)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から 公布の日から施行する。 施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、

(政令への委任)

に一条を加える改正規定並びに同法第二百三

第二十四条 この附則に規定するもののほ 定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で か、こ

四附号副 則 (平成二四年三月三一日法律第1

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 Iから

(政令への委任) 附則第三十八条の規定 公布の日

第三十八条 この附則に規定するもののほ の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で3三十八条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。

三号) 附 則 抄 (平成二四年八月二二日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日 それぞれ当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 (その他の経過措置の政令への委任) 五十九条及び第百六十条の規定 公布の日 次条並びに附則第三条、第二十八条、第百

第百六十条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。 の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で

附 七号)抄 則 (平成二四年八月二二日法律第六

日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日 この法律は、子ども・子育て支援法の施行の

九附号 則 則 (平成二九年五月一七日法律第二

(施行期日)

|第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行 する。

附 号) 抄 則 (平成二九年六月九日法律第五四

(施行期日)

|第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

_ __

三 第一条中地方自治法第百九十六条及び第百 九十九条の三の改正規定、 同法第二百条の次

> 正規定、同法第二十四条の改正規定及び同法立行政法人法第十九条の次に一条を加える改 第四十五条の改正規定並びに次条第二項並び の下に「、第十九条の二第二項及び第四項」 第百二十三条第一項の改正規定 (「含む。)」 二条の七、第二百五十二条の十三、第二百五 条の二第一項、第二百三十三条、第二百五十 で、第七項から第十項まで、第十三項及び第 に第四条中市町村の合併の特例に関する法律 を加える部分に限る。)を除く。)の規定並び 企業法第三十条の改正規定、第三条(地方独 十三第二項及び第二百五十二条の三十六並び 十二条の二十七第二項、第二百五十二条の三 に第十二条の規定 平成三十年四月一日 十六項、第五条第一項、第八条、第九条並 に附則第三条、第四条第二項から第四項ま に附則第九条の改正規定、第二条中地方公営

則 (令和元年六月一四日法律第三七

(施行期日) 号)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を経過した日から施行する。ただし、次の各号 する。 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施

条、第百七十条、 六十三条まで、第百六十六条、 八条、第百三十九条、第百六十一条から第百 条、第百三十三条、第百三十五条、第百三十 条、第百十九条、第百二十一条、第百二十三 九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十 第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十 条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、 まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の 条、第六十二条、第六十六条から第六十九条 第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十 を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、 方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定 で、第百四条、第百八条、第百九条、第百十 五条、第九十六条、第九十八条から第百条ま 十七条、第七十九条、第八十条、第八十二 二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七 域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。) 二条、第百十三条、第百十五条、第百十六 第二章第二節及び第四節、第四十一条(地 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区 第百七十二条(フロン類の

> 条から第二十九条までの規定 使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 起算して六月を経過した日 十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三 並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第 第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。) 公布の日から

附 (令和二年三月三一日法律第一一

号) 抄

第一条 この法律は、 (施行期日) 公布の日から施行する。